

## 令和8年度高知家のあゆ情報発信委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度高知家のあゆ情報発信委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度高知家のあゆ情報発信委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は500点(審査員1人当たり100点×5名)とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。評価基準等について別紙「審査基準」を参照してください。

- (1) 事業目的への理解と提案への反映(15点)
- (2) 県が推進する施策への取組(5点)
- (3) 企画内容・実施体制・実施計画

ア 第4回こうち天然あゆまつり（県産天然あゆのPRイベント）の開催  
(30点)

イ WEB及びテレビ広告等を活用したPR(20点)

ウ 第27回清流めぐり利き鮎会での高知県産天然あゆのPR(20点)

エ 実施体制(10点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所

日 時 令和8年3月27日（金）13時30分から17時（予定）

場 所 ちより街テラス会議室4（高知県高知市知寄町2丁目1-37）

- (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者30分までを基本としますが、参加申し込み

の状況によっては、時間を変更することもあります。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(30分以内)を設けません。

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します(総合点数の60%以上を獲得していることを要します。)
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。